

今治市地域公共交通活性化事業委託仕様書

1 業務委託名

今治市地域公共交通活性化事業

2 業務の目的

地域の実情に沿った持続可能な公共交通網の構築に向け、地域住民・事業者・行政が一体となって、「今治市地域公共交通網形成計画」に示した施策を展開するため、地域とのワークショップを通じ、詳細な利用状況、利用者ニーズを把握すると共に、専門的な知見を得ながら三者が地域の公共交通のあり方に対する共通の認識を持ち、適切な役割分担の基での効果的な取り組みを推進する。併せて、地域交通において、地域住民・事業者・行政の役割分担や運行ルール等を定めた今治市地域交通マニュアル（仮称）を作成するとともに、各種モビリティ・マネジメント資料の作成等を行う。

3 実施地域

陸地部及び島しょ部各 1 地域

4 契約期間

契約締結日から令和 3 年 月 日まで

5 業務内容

1) 計画準備

受託者は、本業務の主旨を十分に把握し、業務の実施方針、内容、スケジュール及び体制等を記した業務実施計画書を作成し、発注者に提出し承認を得ること。

2) ワークショップの実施

(1) 企画・立案

選定地域の地域状況・交通状況・収支状況・ニーズ等を基に課題を整理し、各地域の特徴を踏まえたワークショップの進行を企画・立案する。対象地域は 2 地域とする（吉海、宮窪等）。

(2) ワークショップの開催

各地域について、地域交通のあり方に関するワークショップを最低 3 回開催する。各回、公共交通に精通した専門家が出席し、類似地域の交通手段の事例の紹介等を行い、地域が地域の交通のあり方について主体的に検討するよう、会の進行及びとりまとめを行うものとする。

3) マニュアルの作成等

地域住民・事業者・行政の役割分担や運行媒体とその運行ルール等のどの地域でも共通となる事項についての今治市地域交通マニュアル（仮称）を作成する。並びにワークショップの結果を踏まえ、対象地域において公共交通の必要性等を共有していくための取り組みにつ

いて小・中学校等との連携も含め検討する。

4) 打合せ協議

上記作業着手前に協議会事務局と打合せ協議を行うほか、成果物の納入までの間に複数回打合せ協議を行う。なお、打合せ協議に係る受託者の旅費等経費は、当該業務委託料に含むものとする。

6 成果品

本業務の成果品は基本的に以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上決定する。

- 1) 業務報告書（紙媒体） 3部
- 2) 電子データ（CD-ROM等） 一式
- 3) 本業務において収集及び作成した資料及び電子データ（CD-ROM等） 一式

7 留意事項

1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

2) 受託者の責務

受託者は、業務の遂行に当たり最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められない内容であっても積極的に提案を行うこと。

3) 技術者の配置

受託者は、業務全般の技術的管理及び秩序正しい業務遂行のため、次の資格を有する者を配置するものとする。

- ① 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有していること
 - 1) 技術士（総合技術監理部門）
 - 2) 技術士（建設部門：道路又は都市及び地方計画）
- ② 担当技術者のうち1名は、次のいずれかの資格を有していること
 - 1) 技術士（総合技術監理部門）
 - 2) 技術士（建設部門：道路又は都市及び地方計画）
 - 3) R C C M（道路又は都市計画及び地方計画）

4) 業務遂行上の費用

本業務の遂行等において、本仕様書に明記のないものであっても、必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、原則として受託者負担により実施するものとする。

5) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。なお、業務完了後速やかに返却するものとする。

6) 守秘義務

受託者は、本業務の処理上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。

7) 損害の賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

8) 再委託の禁止

受注者が業務内容の全てを一括して第三者に委託することを認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者に承諾を得た場合についてはこの限りではない。

9) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページへの掲載を含め全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者において処理するものとする。

10) その他

業務遂行に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、決定するものとする。